

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	太田地区地区計画
建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 工場(自動車修理工場を除く。) (2) 倉庫(倉庫業を営むものを除く。) (3) 事務所 (4) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)